

国指定重要文化財「熊野神社古墳出土品」調査研究委員会設置要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、国指定重要文化財「熊野神社古墳出土品」(以下「熊野神社古墳出土品」という。)の歴史的価値を明確にするため、国指定重要文化財「熊野神社古墳出土品」調査研究委員会(以下「委員会」という。)を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。
(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 熊野神社古墳出土品に関する総合的な調査研究に関すること。
- (2) 報告書の刊行に関すること。
- (3) 熊野神社古墳出土品の発見100周年の企画展示に係る助言に関すること。
- (4) その他教育長が必要と認める事務に関すること。

(委員長及び委員)

第3条 委員会に委員長1名及び委員5名を置き、それぞれ行政経験者又は学識経験者から教育長が委嘱する。

2 委員長は、委員会の会務を掌理し、委員会を代表し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、令和8年3月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、目的の達成に遅延が生じた場合には、この限りでない。

(会議の開催回数)

第5条 会議は、1年度につき2回開催するものとする。ただし、調査研究その他必要がある場合は、この限りでない。

(謝礼等)

第6条 委員に対する謝礼の額は、会議1回につき6,000円とする。

2 前項に定めるほか、委員の職務に係る旅費相当額として、市内に住所を有する委員は700円を、市外に住所を有する委員は1,300円を謝礼に加算する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育部文化財課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。